

○都下各大学聯合討論会 去月十三日中央大学大講堂に於て石坂博士出題に係る「甲、乙に其不動産を売却し乙は丙に丙は更に丁に売却せり然るに登記簿上に於ては甲の名義を直接に丁の名義に書換へたり丁は不動産所有権の取得を以て第三者に对抗することを得るや」の問題に付都下各大学聯合討論会を開催す此日北風凜烈なりしも天気快晴にして開会前より聴衆堂に溢れ午後一時半開会を宣す左記諸氏の登壇あり積極説—早大小笠原幸彦君は実際上の利害問題より積極説を力説し消極説—日大花村四郎君は甲丁間の登記の有効なりや否やを觀察し其實質上何等甲丁間に所有権の譲渡なかりしことを論し快弁を奮て消極論の論拠を堅む積極説—中大伊藤淳助君は登記請求権は法律上直接に発生する権利にして登記権利者とは登記に因りて直接に利益を受くる者を云ふ故に丁は登記権利者なるか故に有効に登記をなし得る途なかるへからずと論し消極説—法政永井英児君は

417 都下各大学聯合討論会

〔『法学新報』第26卷3(295)号 大正5年3月5日〕

甲丁間の登記原因は仮装の行為に基くか故に有効なる登記原因なし從て甲乙間の登記は無効なりと断し積極説—明大金城善助君は民法第百七十七條は強行規定なり從て甲乙間乙丙間丙丁間の不動産譲渡行為は当然無効なり即ち不動産所有権は依然として甲に存す而して甲は丁に登記名義を書換ふるに当たり物権移転の默示の意思表示を為したるか故に有効なりと為し消極説—早大豊田実君は物権契約の何物たるかより説き甲丁間に於て何等実体上の権利関係の生せざりしことを説く折衷説—中大大西光治君は登記の有効条件として登記法上の条件と民法上の条件具備することを論拠とし本問を二個の場合に分ちて丁は丙より所有権を譲受けたるものとして登記したる場合丁は甲と通謀して甲より所有権を譲受けたる場合とに截然區別し第一の場合に於ては有効にして第二の場合には無効なりと主張し消極説—明大松平久松君は甲丁間に於ては決して默示の意思表示なし從て登記原因なきか故に無効なりと言ひ消極説—法政金原藤一君は本問は実体上の条件も形式上の条件も具備せざるか故に無効なりとし積極説—中大宮武能孝君は登記は第三者への対抗条件たるに過ぎず其表示する所は要するに実体上の権利関係を明示するにあるへとして積極論を主張す消極説—中大柴田甲四郎君は登記権利者たる丁は丙に対して登記申請に協力すべきを請求するを要し丙は更に乙に丙は更に甲に請求すべきなり然るに丁は直接に甲を以て登記義務者と為したるは登記法第四十九条の精神に反すと論し登記法上の条件に欠くる所あるを以て丁は第三者に对抗するを得ずとし積極説—中大平尾縫太郎君は登記権利は

所有権の移転と共に移転す而して登記義務は実体上の譲渡人なりと為して本件の有効なることを主張す積極説——日大綱野卓三君は登記は当事者の申請により登記所之をなす当事者とは登記権利者及登記義務者なり本間に於ける登記権利者とは丁にして登記義務者とは甲なり故に有効に登記をなすことを得尚第三者に对抗するを得ずとは第三者か否認権を有するなり蓋民法第百七十七条は例外規定なるか故に斯く狭義に解するを正当とす而して本件は丁か否認権行使したるなりと説き右にて選手の討論畢り石坂博士の講評あり最後に博士は消極説を取りて（二）登記簿上の条件を具備せされば更に之を他人に譲渡することを得ず故に丁は何等実体上の権利者にあらず蓋（イ）民法第百七十七条に第三者に対して対抗するを得ずとは第三者に対して効力を生せずとの意なり抑契約の効力は原則として当事者間に止まり第三者に効力を及ぼさず民法第百七十七条に特に第三者に对抗するを得ずと規定したるは第三者の側に於ても自己に对抗し得ることを肯定するを得ざる意なり（ロ）第三者に於て否認権を有すとなすは誤れり否認権は如何にして発生するものなりや何時発生し消滅するや殊に其行使方法如何等民法に規定せず否認権を以て抗弁権なりと為すに至りては謬説も極まれり（ハ）民法第百七十七条は強行規定なり任意規定なりと解するを得ず第三者は自己の利益を自由に抛棄し得と為さは民法の要式行為に関する規定、流質契約に関する規定等皆任意規定と為り民法中強行規定は絶無と為る（ニ）甲と丁との間の譲渡行為は通謀行為なり因て民法第九十四条の適用上無効なり甲乙、乙丙間の

不動産譲渡行為が無効なりとせは其当然の結果として甲に所有権の存在するものと云はざるへからざるも本問を虚心に解するときは甲は唯登記名義書換の為めに譲渡行為を為したるに過ぎず物権を移転するの目的を以て物件的意味表示を為したりと云ふを得ず從て甲丁間不動産譲渡行為は仮装行為なるか故に無効なりと論断せらる當日の受賞者は一等賞——日本大学花村四郎君、二等賞——明治大学金城善助君、二等賞——中央大学大西光治君、二等賞——中央大学平尾縫太郎君、三等賞——中央大学伊藤淳助君、三等賞——中央大学柴田甲四郎君、三等賞——明治大学松平久松君なりき因に博士の演術は当日速記しある筈なれば追て本誌に掲載せらることとなるべし（委員報）